

(4) わが町支え愛活動支援事業について

**町内会、集落での障がい者や独居の高齢者に対する
災害時避難支援・見守りの取組を応援します！**

地域にお住まいの方々が主体となって、支え愛マップづくりを通じて、障がい者や独居の高齢者の方々等（災害時要支援者）に対する災害時の避難支援の仕組みや平常時の見守り体制をつくるなど、災害時要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための取組に対して補助金を交付します。

わが町支え愛活動支援事業補助金

(1) 補助対象者：住民組織

※住民組織とは、住民自治を行うための意思決定機関（総会、役員会など）があり、それに基づく活動や予算を確保されている最小単位の区域です。（町内会、集落、自治会、公民館、地区など）

(2) 補助対象事業

○支え愛マップの作成

※支え愛マップとは、災害時要支援者及びその支援者の情報や避難所及び避難経路が盛り込まれた地図

○災害時要支援者の特性に応じた個別避難訓練の実施

○災害時要支援者への平常時における見守り体制の構築

○災害時要支援者の見守り、避難支援に係る研修会・講演会など

○その他災害時要支援者の安全安心につながる住民組織が主体となって行う取組

(3) 補助限度額：1住民組織当たり10万円以内（目標：県内150箇所）

※市町村が、県と同等以上の補助金を市町村社会福祉協議会へ支援することが必須です。

(4) 補助対象経費

○報償費【例：研修会、講習会の講師に支払う謝金など】

○旅費【例：研修会、講習会の講師を招くための旅費など】

○需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）

【例：支え愛マップ作成のための模造紙や筆記用具、講師へのお茶など】

※食糧費については、住民の方々の飲食経費は対象外です。

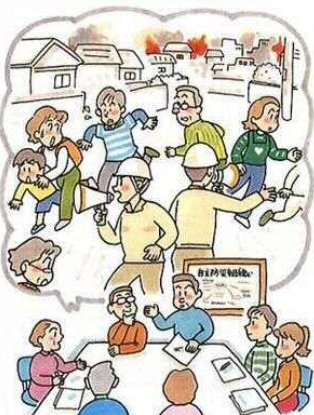
○役務費（通信運搬費、手数料、保険料）

【例：研修会、講習会の講師との連絡をするための郵便代、個別避難訓練のための損害保険料など】

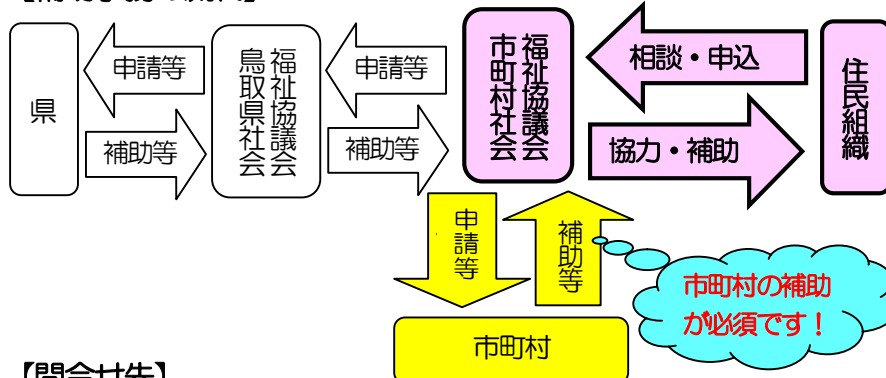
○使用料及び賃借料【例：研修会、講習会の会場借上など】

○備品購入費

【災害時要支援者の避難に必要な資機材（担架、車椅子、リヤカー、防災懐中電灯など）など】



【補助事務の流れ】



【問合せ先】

伯耆町社会福祉協議会 担当：森田 TEL 68-4635